

開発・宅造申請手数料一覧表（和泉市都市計画法施行条例第5条、和泉市手数料条例第2条第1項第15号）

都市計画法関係

29条 開発許可	面積		1,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 6,000㎡未満	6,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 60,000㎡未満	60,000㎡以上 100,000㎡未満	100,000㎡ 以上
	手数料	自己居住用	10,000円	26,000円	51,000円	100,000円	150,000円	210,000円	260,000円	360,000円
	自己業務用	15,000円	36,000円	77,000円	140,000円	240,000円	320,000円	400,000円	560,000円	
	非自己用	100,000円	150,000円	230,000円	310,000円	460,000円	600,000円	780,000円	1,000,000円	
35条の2 開発変更許可	面積変更なし		従前の面積に対応する金額 × 1 / 10							～ のいずれか一つで金額算定 (最高限度額は1,000,000円)
	面積減少		変更後の面積に対応する金額 × 1 / 10							
	面積増		1 従前の面積に対応する金額 × 1 / 10 + 増えた面積に対応する額							
			2 増えた面積に対応する額（設計変更なしで面積のみ増える場合）							
	面積増減		従前の面積から減少分を差し引いた面積に対応する額 × 1 / 10 + 増えた面積に対応する金額							
その他の変更		工区変更・工事施行者変更（自己用業務で1ヘクタール以上・非自己用） ・ 予定建築物の変更 12,000円							～ と同時の場合は加算	
43条 第1項 建築許可	面積		1,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 6,000㎡未満	6,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上			
	手数料		7,700円	21,000円	44,000円	77,000円	110,000円			
45条 地位承継	面積		10,000㎡未満	10,000㎡以上		41条第2項ただし書(第35条の2第4項において準用する場合を含む)の規定による許可				54,000円
	手数料	自己居住用	2,100円		42条第1項ただし書の規定による許可				29,000円	
		自己業務用	2,100円	3,200円						
	非自己用	21,000円								
都市計画法47条第5項の規定による登録簿の写しの交付									510円	1件につき
都市計画法37条第1号の規定による承認の申請をしようとする者									2,000円	
都市計画法施行規則60条の書面の交付を受けようとする者（都市計画法41条第2項ただし書若しくは第42条第1項ただし書の規定による許可又は第43条第1項の許可を受けたことを証する書面の交付を受けようとするとき）									980円	
都市計画法施行規則60条の書面の交付を受けようとする者（都市計画法29条第1項又は第43条第1項の許可を受ける必要がないことを証する書面の交付を受けようとするとき）									4,800円	
都市計画法施行規則60条の書面の交付を受けようとする者（都市計画法42条第1項本文の規定により制限された建築物でないことを証する書面の交付を受けようとするとき）									4,800円	

宅地造成等規制法関係

8条 宅造許可	切土または盛土する面積										
	500 m ² 以内	500 m ² を超え1,000 m ² 以内	1,000 m ² を超え2,000 m ² 以内	2,000 m ² を超え5,000 m ² 以内	5,000 m ² を超え10,000 m ² 以内	10,000 m ² を超え20,000 m ² 以内	20,000 m ² を超え40,000 m ² 以内	40,000 m ² を超え70,000 m ² 以内	70,000 m ² を超え100,000 m ² 以内	100,000 m ² を超えるとき	
手数料	13,000円	23,000円	33,000円	51,000円	73,000円	120,000円	180,000円	270,000円	360,000円	460,000円	
12条 宅造変更許可	面積変更なし	従前の面積に対応する金額 × 1 / 10									(面積 = 切土または盛土する面積) ~ の何れか一つで金額算定 (最高限度額は460,000円)
	面積減少	変更後の面積に対応する金額 × 1 / 10									
	面積増	従前の面積に対応する金額 × 1 / 10 + 増えた面積に対応する額									
		増えた面積に対応する額 (設計変更なしで面積のみ増える場合)									
	面積増減	従前の面積から減少分を差し引いた面積に対応する額 × 1 / 10 + 増えた面積に対応する金額									
その他の変更	切土または盛土する区域外での変更						12,000円		~ と同時の場合は加算		
宅地造成等規制法施行規則第30条の書面の交付を受けようとする者 (宅地造成等規制法第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事でないことを証する書面)								4,800円			
宅地造成等規制法施行規則第30条の書面の交付を受けようとする者 (宅地造成等規制法第8条第1項の許可を受けたことを証する書面)								980円			